

□■受験対策ミニ講座 19号 2021□■（養成所ニュースプラス第25号）

季節は大寒。厳しい寒さの中、陽射しは少しずつ伸び、木々は芽吹き準備をしています。新型コロナウイルスの感染症拡大は長期化が懸念されますが、私たちは滋養のあるものをもってよく眠り、免疫力を高めながら、明るい春をイメージして、もうひと頑張りしましょう！

今回の過去問、「民生委員・児童委員」は数科目に渡る頻出項目。ほとんどの年に、どこかの科目で出題があります。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【問題 19】民生委員・児童委員に関する法の規定についての次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。（29回38：地域福祉の理論と方法）

1. 児童福祉法に定める児童委員は、本人の申出によって、民生委員との兼務を辞退することができる。
2. 民生委員は、市町村長の推薦によって、都道府県知事から委嘱される。
3. 補欠で着任した民生委員・児童委員は、着任日から起算して3年を任期とすると定められている。
4. 民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに都道府県の条例で定められている。
5. 都道府県知事は、民生委員協議会を組織しなければならない。

答えと解説は最後に記載してあります。

■Plus Column・・・・・・・・

【どんな事態にも落ち着いて】

国家試験に関する試験センターの最新のホームページは確認しましたか？密を避けるために試験会場は早めに開場するなどの情報があります。受験票をよく確認しましょう。開始前の説明の時間についても見落としのないようにしてください。

地震や大雪などによる災害、交通機関の遅延などは、いつどこで起きても不思議はありません。災害時にはいち早く被災地に駆けつけるのがソーシャルワーカー。多少のハプニングには動揺することなく冷静に対処したいものです。公共交通機関の経路はいろいろな事態に備えて複数、確認しておきましょう。今できることは、どんな事態に対しても落ち着いて行動できるよう、出来る限りの準備をしておくことです。

試験会場に駐車場・駐輪場はなく、『受験の手引』にも「必ず公共交通機関を利用すること」とされています。当日は、たくさんの方が試験会場に向かいます。近隣住民への配慮から、タクシーの利用や自家用車での送迎も禁じられています。会場では試験業務を行っていないため、会場に道順を照会することも固く禁じられています。

社会福祉士になろうという人が近隣の人々に迷惑をかけ、社会のルールを逸脱することはできませんね。『受験の手引』には、そのほかにも「耳栓の使用不可」、「ゴミは周辺の駅などに捨てず、自宅まで持ち帰ること」などの注意事項もあります。もう一度手にとって確認しましょう。

諸々、準備しながら気持ちを引き締め、何よりもご自身の健康管理に最大限の注意を払って、残りの日々を過ごしてください。

【Plus Quiz・・・・・・・・答えと解説】

「民生委員・児童委員」は、「現代社会と福祉」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「低所得者に対する支援と生活保護制度」、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」など、たくさん科目に関わる項目です。民生委員は民生委員法に、児童委員は児童福祉法に、それぞれ規定されていますが、さほど複雑ではなく社会福祉小六法で確認すると、よくわかります。任期、委嘱の方法、定数から、それぞれの委員の地域福祉における役割も含めて、ご自分の方法で知識を整理しておく、様々な科目の、様々な出題に対応できます。

1. × 児童福祉法には「民生委員は児童委員に充てられたものとする」とあり、兼務辞退の記述はありません。
2. × 民生委員は都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣から委嘱されます。

3. × 民生委員の任期は3年ですが、補欠で着任した場合、前任者の残任期間とされています。
4. ○ 国・都道府県・市町村の役割を、ここでも再確認しておきましょう。
5. × 民生委員協議会は民生委員が組織します。(民生委員法20条)

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus